

令和6年5月23日

東串良町職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 公金官物処理不適正

- (1) 処分年月日：令和6年5月22日
- (2) 被処分者：課長補佐級・50代
- (3) 処分の内容：減給10分の1 1月
- (4) 事案の内容：被処分者は、令和4年度から5年度までの2年間にわたり、管理する3団体の総会の開催や補助金申請等の事務処理及び会計処理が適正に行われておらず、自己の立替払い後の精算を怠ったことにより、町の信用を損ねた。

2 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等及び公金官物処理不適正

- (1) 処分年月日：令和6年5月22日
- (2) 被処分者：課長補佐級・40代
- (3) 処分の内容：減給10分の1 1月
- (4) 事案の内容：被処分者は、令和5年度に、文書を紛失したこと等により、管理する団体の通帳から使途不明金を発生させるなど適正な会計処理を行わず、町の信用を損ねた。

3 町長コメント

本町職員による今回の事務怠慢は、町民の皆様の信頼を損ねるものであり、深くお詫び申し上げます。

改めて、全職員に服務規律の徹底を図り、全力をもって職務に取り組むよう指示をいたしたところでございます。

今後、より一層、職員の綱紀粛正及び服務規律の保持を徹底させるとともに、町民の皆様の信頼回復に全力を注いでまいります所存でございます。